

令和2年9月定例総会 (令和2年9月30日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和2年9月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月30日(水) 午前9時30分～9時55分

2. 開催場所 北区役所 大会議室

3. 出席委員 (18人)

委員	1番	渡部圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸洋子
委員	4番	伊藤 明
委員	5番	佐藤作栄
委員	6番	坂井祐一
農政振興部会長	7番	武田武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村和也
委員	10番	佐藤敏明
委員	11番	若林清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤圭一郎
委員	14番	倉島正春
農地部会長	15番	田村良雄
委員	16番	松田勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤宗一
会長職務代理者	18番	本田敏明
会 長	19番	首藤正男

4. 欠席委員 (1人)

委員	3番	窪田昇平
----	----	------

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 5	部会報告 農政振興部会報告
第 6	報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に
ついて

6. 出席事務局職員

事務局 長
次 長
農地係 長

佐久間 清
島 貫 徹
浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和2年9月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、3番 窪田 昇平 委員から欠席の連絡がありましたが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前9時30分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和2年8月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、4番 伊藤 明 委員、5番 佐藤 作栄 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、追加議案第34号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3、議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてを、一括議題といたします。</p> <p>議案34号及び32号については、9月28日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>追加議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は2件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区笠柳 以下記載のとおり</p>

譲受人 北区笠柳 以下記載のとおり
譲渡人 北区太郎代 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 403平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 60万円
通作距離 1.2キロメートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 61.79アール
地域区分 農用地区域外

譲渡人は規模縮小を考えていたところ、規模拡大を考えている譲受人との間で売買することで話がまとまったものです。

番号2番

所在地 北区大迎 以下記載のとおり
譲受人 北区大迎 以下記載のとおり
譲渡人 北区大迎 以下記載のとおり
地目及び面積 畑2筆 604平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 413,907円
通作距離 100メートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 171.12アール
地域区分 農用地及び農用地区域外

譲渡人は労働力が不足し、規模縮小を考えていたところ、規模拡大を考えている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして、議案第32号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区森下 以下記載のとおり
転用者 北区上土地亀 有限会社 櫛舟歩道

地目及び面積 畑1筆 371平方メートル
農地区分 第1種農地
転用内容及び土地利用面積
資材置場及び駐車場敷地 371平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地の向かい側で建設業を営んでいますが、現在の敷地に社屋を新築することになり、資材置場と職員用駐車場が足りなくなり土地を探していました。申請地は会社の向かい側であり、譲渡人と売買で協議が整ったため申請をしたとのことでした。

委員から、資材置場には何を置くのかとの質問に、道路で使う車止めブロック等を置く予定である。産業廃棄物などのごみなどは置かないとのことでした。また、周りは農地であるが、境界はどのようなのかとの質問に、水田側にはL型擁壁を設置して土砂が流れないようにする。左右の畑の境は境界ブロックを設置し、水が流れないようにするとのことでした。また、路面は舗装するのか、また、フェンスは設置するのかとの質問に、路面は砂利敷きを考えている。また、フェンスを設置すると草が絡まり、虫がつくことが考えられるので、フェンスの設置は考えていないとのことでした。また、現在の申請地は草が茂っているようであった。今後は周辺に迷惑が掛からないようにしてもらいたいとの指導がありました。また、申請地の前の歩道は通学路になっているので、事故がないよう注意してほしいとの指導がありました。また、申請地は冬季になると防雪ネットを設置していた。冬季の防雪について、関係機関と協議をお願いしたいとの指導がありました。

申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張で、その面積が既存敷地の1/2以内であるため許可できるものです。

なお一層のご審議をお願いします。

議長

これより、質疑に入ります。何かございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。

本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。</p> <p>議案第33号については、9月24日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>本日の配布資料4ページの令和2年利用権促進事業権利別実績表をご覧ください。</p> <p>① 利用権設定は、契約期間3年、6年、10年の設定で7件 12, 339平方メートルです。</p> <p>② 農地中間管理権設定は3件 13, 648平方メートルです。</p> <p>次に議案書2ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定の申請案件について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の農用地利用集積計画による案件の内容となっております。2ページから3ページまでの7件が新規分の契約内容となっております。</p> <p>譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小によるものです。譲受人の借受理由は、規模拡大となっております。</p> <p>次に議案書4ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理権設定に関する案件について、ご説明申し上げます。</p> <p>中間管理機構への貸付けを行う3件の契約内容となっております。今回は「人・農地プラン」によるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うもので、経営転換協力金を申請する者は1名となっております。</p> <p>申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律</p>

<p>議 長</p>	<p>及び公益社団法人 新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき、農地中間管理権の設定を行うものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審査した結果、原案のとおり決定することといたしました。</p> <p>皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり、決するにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5、部会報告 農政振興部会報告を議題とします。</p> <p>9月24日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。</p> <p>本日の配布資料2ページをお開きください。</p> <p>先程ご審議いただきました、議案第33号 新潟市農地利用集積計画の決定について、新規就農者から新規就農計画を説明いただいたのち、利用権設定7件、農地中間管理権4件を審議しました。また、新潟市農用地利用配分計画（案）については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。</p>

議 長	皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。
小林 浩 委員	これより、質疑に入ります。何かございませんか。
事務局	新規就農者について、報告資料にはハウス 3 棟で 1 反程度とありますが、実際はどのくらいなのでしょう。
事務局	ハウス内の面積は把握しておりません。
議 長	よろしいでしょうか。 ほかに何かございませんか。
議 長	(他に質問・意見なし)
議 長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり)
議 長	「異議なし」と認めます。 よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。
事務局	次に、日程第 6、報告事項を議題とします。 事務局の報告を求めます。
事務局	専決処分のご報告をいたします。 お手元の専決処分書、11 ページから 16 ページをご覧ください。
事務局	最初に、農地法第 4 条転用届出に関する受理について、1 件専決処分しました。
事務局	次に、農地法第 5 条転用届出に関する受理について、3 件専決処分しました。
事務局	次に、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、5 件専決処分しました。
事務局	次に、農地の転用事実に関する照会書について、1 件専決処分しました。 次に、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、10 件専決処分しました。 以上で報告を終わります。

議 長

全日程が終了しました。

これにて、令和2年9月 新潟市北区農業委員会定例総会を
閉会します。

閉 会 午前9時55分

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正男

委員 伊藤 明

委員 佐藤 作栄